

院内感染防止対策のための取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要です。院内感染防止対策を全職員に周知徹底し、積極的な取り組みを行います。

2. 感染防止対策部門の設置及び院内感染管理者の配置に関する基本事項

感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行います。

3. 院内感染管理者の業務内容に関する基本方針

院内感染管理者は、1週間に1回、院内の巡視し、院内感染事例の把握を行うと共に、院内感染防止対策の実施状況の把握と指導を行います。院内感染対策指針及びマニュアルの作成と見直しを行うと共に全職員へ周知いたします。院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。感染対策向上加算1の届出病院または、宇都宮市医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回以上新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加いたします。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症の提出は期日、書式等に従い宇都宮保健所に届け出ています。

5. 標準予防策及び感染経路別予防策に関する基本方針

感染防止の基本として、例えば手袋、マスク、ガウン等の個人防護具を、感染性物質に接する可能性に応じて適切に配備し、医療従事者にその使用法を正しく周知した上で、標準予防策を実施致します。院内部門、対象患者、対象病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策を実施致します。また、易感染患者を防御する環境整備に努めます。

6. 職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に年2回以上の職員研修を実施しています。

7. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告します。院内管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。

8. 院内感染対策マニュアルに関する基本方針

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努めます。抗菌薬の適切な使用の推進に資する取組を行うとともに、抗菌薬の適正使用について連携する感染対策向上加算1施設からの助言を受けます。

9. 患者への情報提供と説明に関する基本方針

本指針は、患者又は家族が閲覧できるように致します。疾病の説明とともに、感染防止の基本については説明し理解を得た上で、協力を求めます。

10. 新型コロナウイルス感染症に対応した感染対策

上記に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した感染対策のため「新型コロナウイルス感染症に対応した院内感染対策」を実施致します。

11. そのための医療機関内における院内感染対策の推進のために必要な基本指針

全職員が医療従事者として健康に関して自己管理につとめ、職業感染を予防いたします。

